

「処罰なき犯罪」

Crime without Punishment

(ヨルダン川西岸地区におけるイスラエル人入植者による違法建設と司法及び行政命令違反に対する法執行の現状) を翻訳出版しました。なお、翻訳監修は元国連人権高等弁務官事務所パレスチナ事務所副所長の高橋宗瑠さんをお願いしました。

ヨルダン川西岸地区におけるイスラエル人入植者による違法建設は 50 年間も続いている。不法侵入、土地横領ほか、イスラエルの建設と都市計画に関する法律に違反する様々な手口によって、数十万件の建造物と道路が被占領パレスチナ地域に違法に建造されている。この犯罪行為はヨルダン川西岸地区のパレスチナ人達が自分達の土地に行くことを妨げており、財産に対する権利、移動自由の権利など、彼らの数々の基本的権利を侵害している。

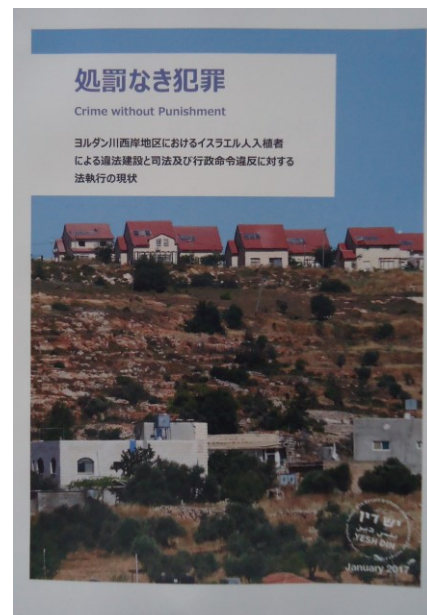
政治的圧力と外交上の公約から、イスラエル政府は被占領パレスチナ地域における建設工事の一時停止を長年にわたり明言している。しかし、これらの公約の抜け道として、イスラエル人入植者はイスラエル政府からの公的な支援はないが、様々な公共機関と諸官庁からの支援によって、法律を都合よく解釈し、パレスチナの私有地、公共の土地に入植地および無許可入植地を拡大し始めた。

イスラエル占領行政局は違法な建造物については工事中止命令や取り壊し命令を出すけれども、実際には、これらの命令は法支配の形を保っているだけに過ぎない。ほとんどの行政命令は執行されることがない。国が命令を執行し、ヨルダン川西岸地区に許可なく違法に建てられた建造物を撤去するように、パレスチナの地主達は高等裁判所(行政問題で最高裁判所が開廷し、最高裁判所の判事が訴訟を担当する)に訴訟を起こすことができる。これら訴訟のいくつかのケースにおいては、決定がでるまで、現状を凍結とする仮差し止め命令を高等裁判所は出している。しかしながら、被占領パレスチナ地域においては、行政命令も司法命令も多くの場合に、ヨルダン川西岸地区のイスラエル人入植者によって平然と無視されているのが現実だ。

この現状報告書はイスラエルの法執行担当部門がこれらの犯罪行為、特に行政命令および司法命令の違反行為にどう対処しているのかを調べ、イスラエルの法執行メカニズムシステムとして、かつ日常的にその義務を怠っており、法律違反者を罰せず放置していることを論じている。

(前書きより抜粋)

定価：400 円 送料は実費
(ただし 10 冊以上購入の場合 300 円、送料は無料)



■ **購入申し込み**：希望部数、お名前、住所、電話番号を書いてE-Mail/Faxで、あるいは電話で下記のアムネスティ大阪事務所まで申し込みをしてください。書籍とともに請求書、振替用紙を送付します。

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本・関西連絡会

電話：06-6227-8991 FAX: 06-6227-8992 (平日 13:00~18:00、月・土・日・祝日休み)

E-Mail: osaka@amnesty.or.jp

住所：〒541-0045 大阪府中央区道修町3-3-10 日宝道修町ビル302